

社労士 **合格** レッスン

— 追録情報 —

「社労士合格レッスン」シリーズをご利用頂きありがとうございます。

ここでは、社労士合格レッスンシリーズの内容について、法令の改正に伴う修正や訂正などの情報を掲載しております。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

■ 改正情報(平成 25 年4月4日掲載)

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 179 下から 7 行目 参考	特別加入者の給付基礎日額の決定	特別加入者の給付基礎日額の決定及び資料の提供等*
P 616 下から 12 行目	平成 24 年度については	<u>平成 25 年度</u> については
P 623 上の表の下 ※		
P 636 下から 3 行目 ※ 2		
P 637 表の下 ※ 3		
P 773 保険料改定率	平成 25 年度の保険料改定率は、 0.951 とされています。	

※「資料の提供等」とは、基本書 261 ページ (8) の 2 つ目の項目を指しています。

■ 改正情報(平成 25 年2月 24 日掲載)

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 707 2 裁定 に追加	参考 厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとされています。	
P 769 下から 1 行目	収入金を活用して、負担しています。	収入金を、平成 24 年度及び平成 25 年度は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、負担しています。
P 770 上から 4 行目	平成 24 年度以後	平成 26 年度以後
P 772 保険料額	平成 25 年度の各月における保険料額は、15,040 円とされています。	

■ 改正情報(平成 25 年2月 10 日掲載)

「合格レッスン・基本書」P 384「雇用保険率」について、平成 25 年度の率が告示されました。

これにより修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

修正箇所	修正前	修正後
P 384 上から 9 行目	平成 <u>24</u> 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 384 表 下から 1 段目 左から 1 列目	平成 24 年度	平成 24 年度 <u>平成 25 年度</u>
P 424 表 上から 1 段目 左から 2 列目	(平成 <u>24</u> 年度)	(平成 <u>25</u> 年度)

なお、修正後の P 384 表は、下記のとおりです。

	一般の事業	農林水産の事業 清酒製造の事業	建設の事業
原則	1000 分の 17.5	1000 分の 19.5	1000 分の 20.5
失業等給付に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の 13.5～21.5	1000 分の 15.5～23.5	1000 分の 16.5～24.5
雇用安定事業等に係る 雇用保険率の 弾力的変更	1000 分の 13～21	1000 分の 15～23	1000 分の 16～24
平成 24 年度 平成 25 年度	1000 分の 13.5	1000 分の 15.5	1000 分の 16.5

■ 改正情報(平成 25 年2月5日掲載)

記載内容について改正がありました。改正により修正すべき内容は、下記のとおりです。修正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

修正箇所	修正前	修正後
P 17 上から 6 行目～16 行目	i) ～ iii) の文章をすべて削除 ※ iv) ～ vii) を、それぞれ i) ～ iv) とする。	
P 18 絶対的明示事項に追加	② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する 場合があるものの締結の場合に限ります) ※ ②～⑤を、それぞれ③～⑥とする。	
P 18 ポイント	①～⑤のうち、④の	①～⑥のうち、⑤の
P 18～19 相対的明示事項	○数字の⑥～⑬を、それぞれ⑦～⑭とする。	
P 19 上から 3 行目	⑥～⑬	⑦～⑭
P 416 上から 4 行目～ 5 行目	郵便事業株式会社の営業所又は郵便局	<u>日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限ります)</u>
P 416 上から 6 行目～ 7 行目		
P 416 上から 8 行目～10 行目	参考 の文章を削除	
P 705 下から 2 行目	及び <u>58 歳</u>	及び <u>59 歳</u>

■ 訂正情報(平成 25 年2月5日掲載)

記載内容に訂正すべき箇所がありました。ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。訂正の上、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

◆ 合格レッスン・基本書 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 197 図中 下から 1 行目	<u>休業給付基礎日額</u>	<u>年金給付基礎日額</u>
P 298 本文 下から 3 行目 P 299 本文 上から 1 行目・ 5 行目	<u>賃金日数</u>	<u>賃金日額</u>
P 954 ① 上から 6 行目	介護給付金の	介護納付金の